

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱

平成 21 年 10 月 14 日 21 健食第 250 号
最終改正 令和 4 年 8 月 31 日 4 健食第 172 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、名古屋市食の安全・安心条例（平成 19 年名古屋市条例第 54 号）第 19 条に基づき、食の安全の確保に関する優れた取組みを自ら行っている施設を市長が認定することにより、食の安全の確保の取組みを支援することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設とは、名古屋市内で食品又は添加物の製造、加工又は調理を行う施設をいう。
- (2) 食品関係事業者とは、名古屋市内で食品又は添加物の製造、加工又は調理を行う事業者をいう。
- (3) 認定とは、市長が食品関係事業者からの申請に基づいて審査し、当該申請に係る施設において、一定の基準を満たす衛生管理が行われていることを認めることをいう。
- (4) 本認定の名称は名古屋市食品衛生自主管理認定とする。なお、略称を「なごや HACCP」とする。

(認定の対象)

第 3 条 認定の対象は、市内の食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 34 条の 2 第 1 号、第 2 号（ただし、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業を行う者を除く。）及び第 4 号に規定する営業者が衛生管理する施設とする。

2 前項に規定する営業者が複数の自社施設で同一の衛生管理をする場合には複数施設を統合し、一つの認定の対象とすることができます。

(認定の基準)

第 4 条 市長が自主管理認定施設として認定する基準（以下「認定基準」という。）は、別表 1 のとおりとする。

- 2 認定を申請する食品関係事業者（以下「申請者」という。）は、認定を受けようとする施設ごとに、認定基準に基づいた衛生管理の方法を定めなければならない。
- 3 前項の規定による衛生管理の方法等の策定は、別表 1 第 8 の認定基準を除き、一部の製造品目又は製造ラインに対してこれを行うことができる。

(認定の申請)

第 5 条 申請者は、認定を受けようとする施設ごとに、認定申請書（様式第 1 号）に別表 2 に定める書類（以下「認定書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の更新の申請)

第 6 条 認定を受けた食品関係事業者（以下「認定事業者」という。）は認定の有効期間満了に際し引き続き認定を受けようとする場合は、認定の有効期間が満了する日の 30 日前までに、認定申請書に認定書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合は認定書類の添付を省略することができる。

- (1) 現に受けている認定に係る認定書類の内容に変更がない場合

(2)第11条に基づく変更の届出が行われている場合

- 2 前項の申請があった場合において、有効期間の満了日までにその申請に対する応答がされないときは、従前の認定は、有効期間の満了後もその応答がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、認定の更新がなされたときは、その認定の有効期間は、従前の認定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

(申請の取下げ)

第6条の2 第5条又は前条第1項の規定による認定の申請をした者が、第8条の規定による通知等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、申請取下願（様式第1号の2）を市長に提出しなければならない。

(認定の審査等)

第7条 申請者から第5条及び第6条第1項に規定する認定の申請が行われた場合は、市長は、認定基準に基づき審査を実施しなければならない。

- 2 市長は、本条の規定に基づく審査を熱田保健センター健康安全課食品衛生特別監視班（以下、特別監視班という。）に行わせる。

(認定証の交付等)

第8条 市長は、第5条及び第6条第1項に規定する認定の申請を受け、認定基準に適合すると認めるとときは、申請者に対し名古屋市食品衛生自主管理認定通知書（様式第2号）及び名古屋市食品衛生自主管理認定証（様式第3号。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第5条及び第6条第1項に規定する認定の申請を受け、認定の基準に適合すると認められないときは、名古屋市食品衛生自主管理認定基準不適合通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(認定の有効期間)

第9条 第5条の規定に基づく認定の有効期間は、認定の日から3年とする。

- 2 第6条第1項の規定に基づく認定の有効期間は、現に受けている認定の有効期間の満了日の翌日から3年とする。

(市長が認めた認証制度等に基づく認定の特例)

第10条 次の各号に掲げる市長が認めた認証制度等の認証施設（以下「市長が認めた認証制度等」という。）については、第4条の規定は適用しない。

(1) ISO22000(公益財団法人日本適合性認定協会に認定された認証又はそれと同等の認証に限る。)

(2) 世界食品安全イニシアチブ（GFSI）に承認された認証規格

- 2 第5条の規定にかかわらず、市長が認めた認証制度等の認証施設が認定の申請を行うときは、当該認証施設は、認定書類に代えて、市長が認めた認証制度等により認証を受けた証の写しを提出することができる。
- 3 前項の規定は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が認めた認証制度等の認証施設が認定の更新の申請を行う場合に準用する。
- 4 第7条の規定にかかわらず、市長が認めた認証制度等の認証施設については、認証を受けた証の写しの確認並びに必要に応じて行う当該施設における衛生管理の方法等の調査及び記録文書等の確認により、認定の審査を行ったものとみなす。
- 5 前条の規定にかかわらず、市長が認めた認証制度等の認証施設に係る認定の有効期間は、認定の日から当該認証制度等の有効期間が満了する日までの期間とする。

(変更の届出)

第 11 条 認定事業者は、認定書類を変更しようとするときは、認定変更届（様式第 5 号）に変更後の認定書類、変更事項を記載した新旧対照表、変更履歴及び変更の理由を記載した資料を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出を受けて、必要と認める場合は、調査を行う。

3 認定事業者は、次の各号に掲げる事項を変更したときは、第 1 項の規定にかかわらず、認定変更届を遅滞なく市長に提出しなければならない。その場合、当該変更に係る認定書類の変更は届出を要さない。

(1) 認定事業者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 認定事業者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

(3) 施設の名称

(承継の届出)

第 12 条 認定事業者の地位を相続、合併又は分割により承継した者は、認定承継届（様式第 6 号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(廃止の届出)

第 13 条 認定事業者は、その認定に係る営業を廃止したときは、認定廃止届（様式第 7 号）に認定証を添えて遅滞なく市長に提出しなければならない。

(認定の辞退)

第 14 条 認定事業者は、その認定を辞退しようとするときは、認定辞退届（様式第 8 号）に認定証を添えて遅滞なく市長に提出しなければならない。

(認定証の再交付等)

第 15 条 認定事業者は、第 8 条第 1 項の規定により交付された認定証を紛失し、若しくはき損したとき、第 11 条の規定により認定変更届を提出し、認定証記載事項が改められたとき、又は第 12 条の規定により認定承継届を提出したときは、認定証再交付申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、認定証の再交付の申請をすることができる。

2 市長は、第 1 項の規定により再交付の申請のあった認定事業者に対し、認定証を再交付する。

3 前項の規定により再交付を受けた認定事業者は、紛失した認定証を発見した場合は、速やかに市長にこれを返納しなければならない。

(申請書等の提出)

第 16 条 第 5 条、第 6 条、第 6 条の 2 及び第 11 条から第 15 条までの規定に基づき、市長に提出する書類等は、特別監視班に提出しなければならない。

(立入り等)

第 17 条 市長は、実情に応じ、特別監視班に認定施設に立ち入り、当該認定に係る衛生管理の履行状況について調査させることができる。

2 前項の規定による調査は、事業者が自ら行う衛生管理の見直しの記録の提出に代えることができる。

3 市長は、前 2 項の規定による調査等の結果、認定事業者が行う衛生管理が認定基準に適合しないと認めたときは、認定事業者に対して、相当の期間を定め、その改善を指示するものとする。

(認定の取消)

第 18 条 市長は、認定事業者又は認定を受けた施設が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 認定基準からの逸脱やそのおそれがあり、相当の期間を定めて改善を求めてなお改善されない場合

(2) 法第 60 条の規定により営業許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止を受けた場合

(3) 食品衛生上、重大な事故を起こした場合

(4) 認定マークを不正使用した場合

(5) 市長が認めた認証制度等の認証等が一時停止又は取り消された場合

2 市長は、第 1 項の規定により認定を取り消すときは、認定取消通知書（様式第 10 号）を認定事業者に交付するものとする。

3 認定を取り消された者は、当該取消しの日から 1 年を経過しなければ新たに申請することができない。ただし、第 1 項第 5 号の規定により取り消された場合を除く。

(認定マークの表示等)

第 19 条 認定事業者は、市長が別に定めるところにより、認定マークを表示することができる。

(公表)

第 20 条 市長は、認定事業者の名称等の公表を、市のホームページに掲載することにより行うものとする。

2 公表の内容は次の項目とする。

(1) 認定事業者の氏名（法人にあっては名称）

(2) 認定施設の名称及び所在地

(3) 認定の対象等（第 3 条第 2 項及び第 4 条第 3 項の規定による申請に限る。）

(4) 認定年月日

(5) 認定番号

(6) 認定の期間

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、認定制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 21 年 10 月 14 日）

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 28 日）

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱による改正後の名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱の規定は、施行日以後に申請した施設について適用し、施行日前に認定を受け又は申請した施設について

は、認定の有効期限の満了日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 5 月 26 日）

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 12 月 28 日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の各要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この要綱による改正後の各要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧規定の規定に基づいて作成されている用紙は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則（令和 3 年 5 月 28 日）

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 8 月 31 日）

この要綱は、令和 4 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

HACCP システム

第 1 製品説明書

製造又は加工する製品ごとに、次の事項を記載した製品説明書を作成すること。製品説明書は、類似する特性の製品又は工程ごとにグループ化し作成することができる。

- (1) 製品の名称、製品分類
- (2) 原材料
- (3) 添加物
- (4) 容器包装の形態及び材質
- (5) 製品の食品安全に関する重要な特徴 (pH、水分活性等)
- (6) 消費期限又は賞味期限及び保存方法
- (7) 意図する喫食又は利用の方法
- (8) 意図する販売等の対象
- (9) 配送方法

第 2 製造等工程図

原材料の受け入れから製品の出荷に至る一連の工程の流れを記載した工程図を作成すること。工程には管理のための番号を付すること。

第 3 施設設備の図面

施設は外と区画され、交差汚染を防ぐ構造であること。

次の事項を記載した施設の図面を作成すること。

- (1) 施設の構造及び設備の配置
- (2) 作業場内の清浄度に応じた区分

第 4 危害要因リスト

食品又は添加物の製造、加工、調理、運搬、貯蔵又は販売の工程ごとに、食品衛生上の危害を発生させ得る要因（以下この表において「危害要因」という。）の一覧表を作成し、これらの危害要因を管理するための措置及び CCP（重要管理点）を記載した危害要因リストを作成すること。危害要因リストの作成にあたり、必要な書類を整えること。

第 5 CCP 整理表

第 4 に掲げる危害要因リストの CCP における次の事項を定めた CCP 整理表を作成すること。

- (1) 対象となる工程番号および工程
- (2) 危害要因
- (3) モニタリング
 - ア 監視対象
 - イ 監視方法
 - ウ 管理基準
 - エ 頻度
 - オ 実施者
- (4) 改善措置
 - ア 管理基準から逸脱した時に、工程の管理状況を元に戻す措置
 - イ 工程の管理状態が不適切であった間に製造された製品に対する措置

- ウ 担当者
- (5) 管理基準設定根拠
 - (6) 検証方法
 - (7) 記録文書名

第 6 検証に関する書類

CCP 整理表で定めた事項及び HACCP システム全体の検証のほか、必要な検証を実施し、検証に関する書類を作成すること。作成する書類には次の事項を含むこと。

- (1) 校正
- (2) 製品試験
- (3) 記録の見直し
- (4) その他の検証行動

第 7 記録の方法に関する書類

食の安全を確保するために必要な文書を作成し、記録をとり、必要な期間保持しなければならない。また、記録文書を管理するため、保管場所及び保管期間を定めた一覧を作成し、申請時に提出すること。

第 8 一般衛生管理

食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)別表第 17 に定める内容を遵守すること。

別表 2 (第 5 条関係)

- (1) 危害要因リスト
- (2) CCP 整理表
- (3) 検証に関する書類
- (4) 記録の方法に関する書類

認定申請書（新規・更新）

年　月　日

（宛先）名古屋市長

申請者　住所

（ふりがな）

氏名

年　月　日生　　電話

（法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名）

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱 第5条の規定により、次のとおり
第6条
申請します。

施設の所在地 (ビルの場合はビル名及び階)	区 電話（　　）		
施設の名称			
認定の対象等 (第3条第2項及び第4条第3項の規定による申請に限る)			
現に受けている認定番号、 認定年月日及び有効期間	認定番号	第　　号	認定年月日
	有効期間	年　月　日まで	

注 1 認定番号、認定年月日及び有効期間の欄は更新の認定申請の場合のみ現在の認定について記載してください。

2 添付資料(該当する□にレ印を入れてください。)

認定書類

市長が認めた認証制度等の認証施設

(1) 危害要因リスト

認証を受けた証の写し

(2) CCP 整理表

(3) 検証に関する書類

(4) 記録の方法に関する書類

申請取下願

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

住所

(ふりがな)

氏名

年 月 日 生 電話

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名)

第5条

年 月 日 に名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱

第6条

の規定による申請を行いましたが、次のとおり申請を取り下げます。

施設の所在地 (ビルの場合はビル名及び 階)	区 電話 ()
施設の名称	
申請取下げの理由	

第 号

名古屋市食品衛生自主管理認定通知書

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のあった認定申請については、名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第8条第1項により、認定基準に適合すると認めましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長名

印

認定施設

施設所在地：

施設の名称：

認定の対象等：

認定番号：

有効期間：

名古屋市食品衛生自主管理 認定証

住所

氏名

認定マーク

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第8条第1項
の規定により、次のとおり認定します。

年　月　日

名古屋市長名

印

- 1 施設の所在地
- 2 施設の名称
- 3 認定の対象等
- 4 認定番号
- 5 有効期間

第 号

名古屋市食品衛生自主管理認定基準不適合通知書

住所

氏名 様

年 月 日 付けで申請のあった認定申請については、名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第8条第2項の規定により、下記の理由で認定基準に適合しないと判定しましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長名 印

理 由

様式第5号（第11条第1項、第3項関係）

認定変更届

年　月　日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

(ふりがな)

氏名

年　月　日生　　電話

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名)

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第11条 第1項 の規定により、
第3項

次のとおり届け出ます。

施設の所在地 (ビルの場合はビル名及び階)	区 電話 ()		
施設の名称			
認定の対象等 (第3条第2項及び第4条第3項の規定による申請に限る)			
現に受けている認定番号 及び認定年月日	認定番号	第　　号	認定年月日
変更内容	変更事項	住所 氏名 施設の名称	
	変更前		
	変更後		
変更年月日			

注 第11条第1項による届出の場合、変更を予定している認定書類、新旧対照表、変更履歴及び変更の理由を記載した資料を添付し、変更年月日は空白としてください。

様式第6号（第12条関係）

認定承継届

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

(ふりがな)

氏名

年 月 日 生 電話

被相続人との続柄

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名)

相続

認定事業者の地位を合併により承継したので、名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施分割

要綱第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

被相続人の氏名及び住所 〔法人の場合は、合併により消滅した法人又は分割前の法人の名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名〕	電話			
相続開始の年月日 (法人の場合は、合併又は分割の年月日)	年 月 日			
施設の所在地	電話			
認定の対象等 (第3条第2項及び第4条第3項の規定による申請に限る)				
現に受けている認定番号及び認定年月日	認定番号	第 号	認定年月日	年 月 日

注 次の書類を添えてください。

- (1) 相続の場合は、被相続人の死亡を証明する戸籍謄本又は除籍謄本及び相続人の戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合で、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定された方は、その全員の同意書
- (3) 合併の場合は、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
- (4) 分割の場合は、分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

認定廃止届

年　月　日

(宛先) 名古屋市長

申請者　住所

(ふりがな)

氏名

年　月　日生　　電話

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名)

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の所在地 (ビルの場合はビル名及び階)	区			電話 ()
施設の名称				
認定の対象等 (第3条第2項及び第4条第3項の規定による申請に限る)				
現に受けている認定番号 及び認定年月日	認定番号	第　　号	認定年月日	年　月　日
廃止年月日	年　月　日			
備考				

注　認定証を添付してください。

様式第8号（第14条関係）

認定辞退届

年　月　日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

(ふりがな)

氏名

年　月　日生　電話

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名)

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の所在地 (ビルの場合はビル名及び階)	区 電話 ()			
施設の名称				
認定の対象等 (第3条第2項及び第4条第3項の規定による申請に限る)				
現に受けている認定番号 及び認定年月日	認定番号	第　　号	認定年月日	年　月　日
取り下げの理由				

注 認定証を添付してください。

認定証再交付申請書

年　月　日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所

(ふりがな)

氏名

年　月　日生　　電話

(法人の場合は、その名称、主な事務所の所在地及び代表者の氏名)

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第15条第1項の規定により、次のとおり申請します。

施設の所在地 (ビルの場合はビル名及び階)	区			電話 ()
施設の名称				
認定の対象等 (第3条第2項及び第4条第3項の規定による申請に限る)				
現に受けている認定番号、認定年月日及び有効期間	認定番号	第　　号	認定年月日	年　月　日
	有効期間	年　月　日　まで		
再交付の理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> 認定変更届提出 <input type="checkbox"/> 認定承継届提出			

- 注 1 該当する□にレ印を記入してください。
2 認定証を添付してください。(き損した場合)

第号
認定取消通知書

住所

氏名

様

名古屋市食品衛生自主管理認定制度実施要綱第 18 条第 2 項の規定により、下記の認定を取り消したので通知します。

年月日

名古屋市長名

印

記

1 施設の所在地

2 施設の名称

3 認定の対象等

4 認定番号

5 認定年月日

6 取消理由

教示 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。